

令和 6 年度の学校施設付近における旅館業営業許可申請について

1. 旅館業営業許可申請の概要

- ・旅館業法に基づき、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）を営もうとする者は、区の許可が必要
- ・学校、保育園などの公共施設の近傍（概ね 100m 以内）に許可を与える場合には、各管理者に意見照会を実施
- ・近年、いわゆる民泊に係る申請が大半を占めている

2. 令和 6 年度の申請件数（学校施設からの直線距離が概ね 100m 以内の申請件数）

31 件（所有者変更の申請も含む）

場所	申請件数
池袋小学校付近	8 件
西巢鴨中学校付近	7 件
千川中学校付近	3 件
池袋幼稚園付近	3 件
その他 ※	10 件

※ 清和小学校付近、池袋本町小学校・池袋中学校付近（2 件）

駒込小学校付近、巢鴨小学校付近、豊成小学校付近、池袋第一小学校付近、

巢鴨北中学校付近、明豊中学校付近（1 件）

3. 過去 5 年間の申請件数の推移（令和 2 年度～ 6 年度）

年度	申請件数
令和 2 年度	10 件
令和 3 年度	2 件
令和 4 年度	4 件
令和 5 年度	15 件
令和 6 年度	31 件
計	62 件

4. 今後の対応方針

各校からは、旅館業の開業により、宿泊客による児童・生徒の写真撮影、廃棄物の不法投棄、路上喫煙や路上飲酒など、学校及びその周辺の環境への影響を懸念する意見が出ていることを踏まえ、池袋保健所に対してより厳正な指導・管理を行うよう、働きかけていく。